

残留農薬暫定基準最終案 厚労省



食品中残留農薬、動物用医薬品、飼料添加物のうち、残留基準が設定されていないものを一定量以上含む食品の流通を原則禁止する「ポジティブリスト制度」の平成18年5月からの施行をめざしている厚生労働省は、17年6月3日に残留農薬暫定基準最終案、残留基準が設定されていない物質への一律基準案、人の健康を損なうおそれがない対象外物質案を公表しました。

残留農薬については、17年3月現在で244農薬と31の動物用医薬品に対し、食品中残留基準・分析法が定められていますが、ポジティブリスト制度を施行するにあたっては従来のものとは別に、コーデックス委員会でさだめられた国際基準や外国基準なども踏まえた暫定基準を検討しています。

15年10月には、647の農薬・動物用医薬品・飼料添加物の食品中の残留基準を提案した第1次案に対する意見募集が実施され、続いて16年8月に、669の物質を対象にした暫定基準第2次案、残留基準が設定されていない物質への一律基準案、人の健康を損なうおそれのない対象外物質案への意見募集が実施されました。

今回公表された最終案は、第2次案に対して寄せられた意見を参考に、薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会での審議をもとに作成されたものです。対象農薬・動物用医薬品・飼料添加物は、715にのぼっています。

当社では、食品中の残留農薬分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料:2005年6月3日付 EIC ネット

総務箇所 横山美代子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

